

争議行為の予告について

全日本建設交運一般労働組合東京都本部バス関連支部執行委員長佐々木仁から争議行為を行う旨の通知が平成31年2月28日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成31年3月7日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

賃上げ要求、労働条件改訂要求に関する件

二 日時

平成31年3月14日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

京王バス小金井株式会社小金井営業所 小金井市本町五丁目3番3
1号

京王バス東株式会社永福町営業所 杉並区永福町二丁目60番19
号

四 種類

全ての組合員、または一部組合員によるストライキ、もしくは怠業その他あらゆる形式の争議行為を実施する。（以上原文のまま掲載）